

## 第9章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制

本計画で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標を達成するには、市を始め市民、事業所等の各主体がそれぞれの役割を理解し、自主的に温室効果ガス削減に取り組むことが不可欠です。また、効果的な成果をあげるには地域全体での取り組みが重要です。このため、各主体が相互に協力しあえる、地域が一体となった推進体制の構築を目指します。

#### (1) 地球温暖化対策地域協議会の設立

本市においては、民生部門の温室効果ガス削減量が多く目標値の74%を占めることから、市民や事業所の取り組みが重要となります。このため、市民や事業所の日常生活や業務における取り組みを支援する組織として、市民・事業所・市等からなる地球温暖化対策地域協議会を設立します。

本協議会は、日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等に関する情報収集及び発信を行うなど市民や事業所の地球温暖化問題に対する意識や知識の高揚を図るとともに、温室効果ガス削減の推進母体として、PDCA サイクルに基づき本計画の進捗管理を行うものとします。

#### (2) 庁内の推進体制

本計画に基づき、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内で組織されている「エコ計画推進本部」や「エコ計画推進会議」を通して、各部局の地球温暖化対策に関する計画や事業の実施状況を把握し、意見交換を行い実施における課題及び解決策を検討するなど、全庁的な取り組みを推進します。

#### (3) 国、県等との連携

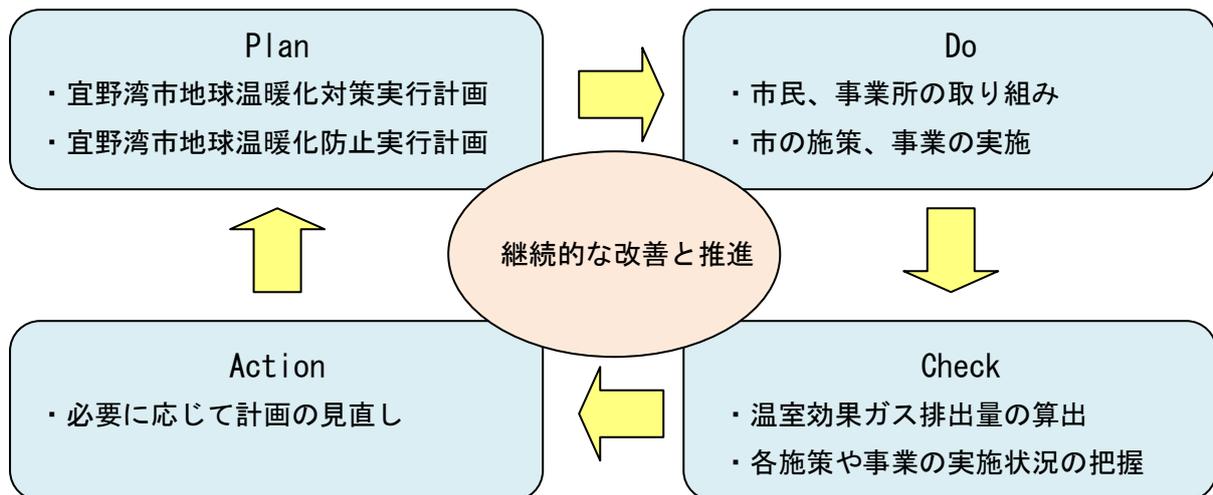
地球温暖化対策は、国や県の施策と連動し実施していくことが効果的であることから、国や県をはじめ、関係機関との連携を図ります。

## 2. 進行管理

### (1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルによる進行管理を行い、継続的な計画の推進を図ります。

図表 9-1 PDCA サイクルによる進行管理



### (2) 温室効果ガス排出量の把握

本計画に基づく施策や事業の実施にともなう効果を把握するため、各種統計データを基に温室効果ガスの排出量を推計します。また、これらの推計結果を基に施策や事業を評価し、目標達成に向けた見直しを行います。